

2007年夏号

事務所HPアドレス
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>



発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 宗 みなえ
〒271-0092
千葉県松戸市松戸1281-29
住友生命松戸ビル5階
電話 047-367-1313(代)
FAX 047-367-1319

残暑お見舞い申し上げます



長崎市松山町・原爆中心地に移築されている旧浦上天主堂の遺壁（「長崎・照射の夏」尾辻弥寿雄著より）

関東地方の梅雨明けは例年よりずれ込み、夏らしい季節を味わう期間は意外に少ない感じがします。

皆様が十分に夏の季節の恵みをうけられますよう祈念します。

さて、先般、私達は国の有り様を大きく変えるであろう選挙を経験しました。国民の一人一人がどこまで自覚的に、浮かれることなく、あるいは流されることなく一票の投票権を行使したかが、いずれ問われてくると思われる大切なこの時代の選挙であったと思います。

我が国が公平と英知をよりどころに他国と信頼を構築していく国であり続けますように。その為には私達一人一人が我が国の未来に責任をもち、憲法9条を守り続ける行動が必要であると思います。

東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代

弁護士 福富美穂子

弁護士 齋藤雅子

弁護士 田中淳哉

弁護士 宗 みなえ

事務局長 小久保雅弘

事務局員一同

自衛隊による国民監視 法的裏付けのない暴走行為

弁護士 宗 みなえ



に行っていた国民や市民運動に対する情報収集・監視活動です。情報保全隊は、市民集会やデモなどに身分を隠して参加し、主催者の実名を記録したり、参加者の顔写真を無断で撮影したりして資料にまとめていました。市民の住所まで調査したのもありました。

二 監視対象は「国家の敵」

二〇〇七年六月、自衛隊の情報保全隊が国民を調査・監視しているという衝撃的な事実が暴露され、マスコミ各社もこの問題を大々的に報じました。その後マスコミの報道が下火になったこともあり、残念ながら国民の関心は次第に薄れてきていくようです。そこで、今回は自衛隊による国民監視の問題点を考えてみます。

一 自衛隊による監視

この度問題となったのは、自衛隊の内部組織である情報保全隊が秘密裏

に作家小林多喜二の展示会等々が監視対象となつていくのです。自衛隊やイラク戦争について取材をした新聞記者も対

象となっていました。

一見、調査・監視対象に一貫性が欠けるように思えますが、要するに「国家・時の政府」のやることに反対ならば監視対象になるということつまり、あなたが政府の政策に反対の立場から何か行動を起こそうものなら、自衛隊に監視されプライバシーを侵害される危険があるということなのです。自衛隊に監視されたら、「お上のいうとおり」という姿勢でなくてはなりません。

三 そもそも情報保全隊とは？

ところで、情報保全隊とはどのような目的を持つ組織なのでしょう。その歴史は意外に新しく、情報保全隊が設置されたのは二〇〇三年のことです。設置目的は、自衛隊が保持している情報の流出・漏えいを防止することです。そして、情報流出防止のために必要な限度での情報収集が可能とされています。つまり、情報保全隊は一般国民に対する調査・監視権限を一切有していないのです。今回発覚した国民に対す

る調査・監視活動は、何ら法的裏付けを持たない自衛隊の暴走行為であるといえます。

る調査・監視活動は、何ら法的裏付けを持たない自衛隊の暴走行為であるといえます。

四 何が問題なのか

では、情報保全隊による国民調査・監視活動の問題点はどこにあるのでしょうか。

まず、今回の調査・監視活動は、国民のプライバシー権、言論表現・集会結社の自由などに対する重大な侵害です。プライバシー権の問題としては、何人も無断で写真撮影されない自由を有しており、例えば警察の捜査であっても、正当な理由がなければ容貌の無断撮影は憲法十三条の趣旨に反するというのが最高裁判例です。警察の捜査であってもそうなので、何ら捜査権限のない自衛隊が無断で写真撮影するなど論外です。

また、自衛隊という一種の国家権力が、国民の言論活動をチェックし、集会でスピーチ活動をするという事は、国民の自由な言論・集会活動を確実に萎縮させます。国民はますます「もの言わぬ民」となつてしまします。政府はそれで満足かもし

れませんが、国民にとつては誠に息苦しい社会です。

次に、非常に重大な問題だと思われるのは、自衛隊といういわば軍隊が国民監視へと暴走したという事実です。今回の問題が発覚した際、「戦前の憲兵隊の復活か」と報道されましたが、戦前の憲兵隊が言論・思想弾圧の主役であったのは、軍隊という武力を背景とする組織であったからです。自衛隊も強大な武力を有しており、そのような武装組織が国民を監視するという事は、言論・集会などに深刻な萎縮効果をもたらしますし、政府に都合の悪い市民運動を抑圧することで民主主義の根幹を揺るがしかねません。また、軍隊組織といえる自衛隊の暴走を見るにつけ、日本のシビリアン・コントロール（文民統制）が危機的状況なのではないかという懸念も禁じ得ません。

自由な表現活動や民主主義を保持するため、私たち国民こそが、自衛隊の暴走を監視していく必要があるのです。

あなたも

あなたがもし 裁判員に選ばれたら？

弁護士 齋藤 雅子



二〇〇九年五月までに、裁判員制度が開始される予定となっています。しかし、この制度には多くの問題点があります。もし、このままこの制度が始まったら、どのようになるのか見てみましょう。

① ある日突然、あなたに裁判員候補者に選ばれたことを知らせる通知が届きます。一緒に届くのは質問票と裁判所への呼出状。あなたはまず、その質問票に答えなければなりません。この質問票への回答の拒絶、虚偽の回答には罰金が科されます。

② あなたは、呼出状に書かれた日時に、裁判所に出頭しなければなりません。そこで、裁判員選任手続が行われます。あなたは、裁判官、検察官、弁護士そして被告人から様々な質問に答えなければなりません。呼び出された期日に正当な理由なく出頭しなかった場合、質問に対する回答の拒絶、虚偽の回答には、ここでも罰金が科されます。

③ 裁判員選任手続を経て裁判員に選任されたあなた。裁判は連日行われ五日間程度で終わらせるとされていますが、その間あなたは裁判に参加しなければなりません。あなたが裁判員として関わる事件は、法律上重い刑罰が定められた犯罪や故意の行為で人を死亡させた犯罪等重大な事件。被告人が事実関係を争っている場合には、裁判官三人と裁判員六人とが裁判を行うこととなります。あなたの目の前で繰り広げられる裁判は、どのようなものなのでしょう？裁判員の負担を軽くするとの名目で、裁判に入る前に裁判官、検察官、弁護士によって争いの点はどこなのか、どのような証拠を取り調べるのかといった整理が行われます（公判前整理手

続）

再審開始決定から2年 布川事件は今…

弁護士 福富美穂子



水戸地方裁判所土浦支部が再審開始決定を出してから、もうすぐ二年。検察官の即時抗告を受け、東京高等裁判所で即時抗告審が争われていますが、今、裁判所が関心を示している最大の争点は、被害者の殺害方法及び殺害順序という点です。

この点について、弁護

団は、死体の状況等から客観的に判断される殺害方法・順序が自由で述べられている方法・順序とは違う(したがって自由は信用できない)と主張をし、検察官は自由と客観的判断は一致すると主張しています。土浦の裁判では弁護団・検察官それぞれから法医学者の意見書が出されていました。そこで、東京高裁はこの点について、裁判所が選

任する鑑定人(法医学者)に鑑定を依頼し、二〇〇七年三月二日、正式に

鑑定が始まったのです。そして、ついに七月二六日、鑑定人から鑑定書が裁判所に提出されました。弁護団では、さっそく具体的な内容の分析に取りかかっています。今後(おそらく年内には)この鑑定について、鑑定人の尋問が法廷で行われることになると思われま

す。裁判所の関心の度合いからしても、この鑑定人尋問が即時抗告審の大きな山場になることは間違いありません。弁護団も難しい法医学用語と格闘しながら、尋問準備を進めることになるでしょう。

また、その他にも自由通りに殺害手順を実演し

てみると、加害者側が非常に不自然な体勢になったり、話の辻褄が合わない点の再現実験ビデオを作成して裁判所に提出しました。文章だけでは実感しにくい不自然さが、映像を見ることによって、よりリアルに伝わります。さらに、弁護団では「やることはすべてやりきろう」を合言葉(?)に、様々な問題点の追究に全力を尽くしています。鑑定人尋問で山場を迎える即時抗告審も、山場を越えれば、裁判所の判断(決定)を待つことになりま

随想 20年ぶりに会った A君のこと

士孝代 田孝代 兼蒲

今、外国にいるという。会社を経営していると言

つて名刺を出してきた。会社は順調だとすこし胸



を。はった。その仕事は少年時代のA君の顔をほつきりと思ひ出させてくれた。

初夏のある朝、事務所の電話がなった。「先生? 覚えていませんか。少年時代お世話になったAですー」といきなり電話の

「今から会いたいんですか、いいですか?」

待っていたら、事務所に日焼けした大柄な青年がやってきた。もう三六歳だという。「やあ、先生、

あのときの母親は言い表せない悲しみと将来への不安をのぞかせており、被害者への謝罪のしようのない事態に苦悩してい

た。そして、父親は怒りに震え、衝撃のあまりに場所を離れたようにつばを床に吐いた。

主は言った。弁護士になって二年目くらいから約一〇年間くらい、私は沢山の少年達に出会ってきた。その中の一人にちがいない。「懐かしいなあ!あの時出会った先生の声だよ」と一人でしゃべる。

「今から会いたいんですか、いいですか?」

待っていたら、事務所に日焼けした大柄な青年がやってきた。もう三六歳だという。「やあ、先生、

あのときの母親は言い表せない悲しみと将来への不安をのぞかせており、被害者への謝罪のしようのない事態に苦悩してい

た。そして、父親は怒りに震え、衝撃のあまりに場所を離れたようにつばを床に吐いた。

「懐かしいなあ!あの時出会った先生の声だよ」と一人でしゃべる。

「今から会いたいんですか、いいですか?」

待っていたら、事務所に日焼けした大柄な青年がやってきた。もう三六歳だという。「やあ、先生、

あのときの母親は言い表せない悲しみと将来への不安をのぞかせており、被害者への謝罪のしようのない事態に苦悩してい

た。そして、父親は怒りに震え、衝撃のあまりに場所を離れたようにつばを床に吐いた。

「懐かしいなあ!あの時出会った先生の声だよ」と一人でしゃべる。

「今から会いたいんですか、いいですか?」

待っていたら、事務所に日焼けした大柄な青年がやってきた。もう三六歳だという。「やあ、先生、

あのときの母親は言い表せない悲しみと将来への不安をのぞかせており、被害者への謝罪のしようのない事態に苦悩してい

た。そして、父親は怒りに震え、衝撃のあまりに場所を離れたようにつばを床に吐いた。

「懐かしいなあ!あの時出会った先生の声だよ」と一人でしゃべる。

「今から会いたいんですか、いいですか?」

待っていたら、事務所に日焼けした大柄な青年がやってきた。もう三六歳だという。「やあ、先生、

あのときの母親は言い表せない悲しみと将来への不安をのぞかせており、被害者への謝罪のしようのない事態に苦悩してい

た。そして、父親は怒りに震え、衝撃のあまりに場所を離れたようにつばを床に吐いた。

「懐かしいなあ!あの時出会った先生の声だよ」と一人でしゃべる。

「今から会いたいんですか、いいですか?」

待っていたら、事務所に日焼けした大柄な青年がやってきた。もう三六歳だという。「やあ、先生、

あのときの母親は言い表せない悲しみと将来への不安をのぞかせており、被害者への謝罪のしようのない事態に苦悩してい

た。そして、父親は怒りに震え、衝撃のあまりに場所を離れたようにつばを床に吐いた。

「懐かしいなあ!あの時出会った先生の声だよ」と一人でしゃべる。

「今から会いたいんですか、いいですか?」

待っていたら、事務所に日焼けした大柄な青年がやってきた。もう三六歳だという。「やあ、先生、

あのときの母親は言い表せない悲しみと将来への不安をのぞかせており、被害者への謝罪のしようのない事態に苦悩してい

た。そして、父親は怒りに震え、衝撃のあまりに場所を離れたようにつばを床に吐いた。

「懐かしいなあ!あの時出会った先生の声だよ」と一人でしゃべる。

「今から会いたいんですか、いいですか?」

待っていたら、事務所に日焼けした大柄な青年がやってきた。もう三六歳だという。「やあ、先生、

あのときの母親は言い表せない悲しみと将来への不安をのぞかせており、被害者への謝罪のしようのない事態に苦悩してい

た。そして、父親は怒りに震え、衝撃のあまりに場所を離れたようにつばを床に吐いた。

罰金が目立っています。⑤ 評議の後、判決を言渡して裁判員の仕事は終了です。しかし、あなたの義務はまだ続きます。裁判後も、評議の内容を漏らしたり、関わった判決の当否について意見を表明した場合には、やはり懲役・罰金に課せられることになるのです。

肝炎薬害訴訟

画期的な名古屋判決を力に
今秋中に全面解決を

弁護士 田中淳哉



一、全員救済に道を開く
画期的な判決

「勝訴」「四度断罪」
「第9因子 国にも責任」
七月三十一日午後二時過ぎ、名古屋地裁前に三本の旗が掲げられました。判決は、フィブリノゲン製剤、第9因子製剤（クリスマ

シ、PPSB―ニチャク）のいずれについても一九七六年以降の被告らの責任を認めるものでした。これまでの判決では、製剤を投与された時期や、製剤の種類によって結論が分かれていましたが、名古屋地裁の判決ではこれらの線引きはなされず、全国ほぼすべての原告を救済することが可能な内容となっています。また、判決は「ミドリ十字が、；患者の安全

確保をおろそかにする行動に出た背景には、厚生省薬務局のミドリ十字に対する上記の不公正な対応（田ミドリ十字がウイルス不活化処理法を変更したにもかかわらず、必要な承認等の手続をとるよう指導しなかったこと）があったものとみるべきであり、これがミドリ十字の上記行動を誘発ないし助長した面があることは否定できないというべきであって、上記厚生省の対応は、医薬品を使用する患者の安全確保を図るといふ厚生行政の基本的責務に反したものと

として、非難を免れることはできない」として、国の姿勢を厳しく批判しています。
原告団・弁護団はこの判決をうけて、「全員救済への道を開いた画期的判決である」との声明を発表しました。

二、立法化による救済の後押し
この判決をうけて、原告団・弁護団は、官邸、野党各党の党首、与党プロジェクトチームのメンバー等に対し、早期解決のための要請を行いました。参議院で第一党になった民主党は、小沢党

首自ら原告団・弁護団の代表と面談し、医療費助成や訴訟解決を後押しする内容を含んだ「肝炎対策緊急措置法案」（仮称）を秋の臨時国会で提出することを約束しました。
ところが、厚生労働省は、原告団・弁護団からの大臣面談要請を拒否し、控訴を明言するなど、あくまでも解決を先延ばしにする姿勢を崩していません。これまでに四つ

り、国にこの事件の責任があることはもはや揺るぎないものとなっています。控訴を繰り返して訴訟の場での争いを続けることには最早一分の道理もありません。被害者らが抱える困難を知りながら、また今であれば救える命があることを知りながら、責任を受け入れず、解決を先延ばしにしていく被告らの姿勢は到底許すことができません。国内に三五〇万人いる

といわれているウイルス性肝炎患者の多くは国の無策によって感染させられた医療従事者です。これら患者は、肝硬変や肝癌で毎日二〇人以上が亡くなっています。九月七日には仙台地裁の判決が言い渡されます。その翌週の九月十四日には大阪高裁の期日が設定されています。一刻も早い救済が実現するよう応援してください。

お元気ですか②
長養寺護持会の
皆さんを訪ねて

松戸市に「宗教法人長養寺」というお寺があります。このお寺の住職は檀家の方達が庫裏（住職が居住する建物）建設などのために寄進された浄財を飲酒などのために使

まいったお寺です。このお寺の再建のために四年間頑張ってきた約一四〇名の檀家の方達を纏めておられるのが「長養寺護持会」の役員の方達です。
本堂の痛み、荒れ放題の庭も今はすっかり改善され、清掃の行き届いた雰囲気のあるお寺に変わっています。役員の方達が交代でしっかりと管理されています。墓にお参りした檀家の人「お参りしてうれしくなるよ」と言っておられたのが印象的でした。



長養寺護持会役員の方達

役員の方達を最も苦しめたのは、住職の居直りとこれを嘘をついても支える一部の人の存在、そして信仰する宗派によってしか住職を罷免できない困難と宗派からの冷やかな仕打ちを受け続けていたことだったと、会長須藤さんはいいます。
今、宗派からも理解されようやく新住職が就任される運びとなり、みなさんの顔は晴れ晴れです。一人一人の役員の方達が辛い中、責任をもった活動をされていた成果だと、蒲田弁護士は言います。

皆さんの辛苦が報われ、本当によかったですね。
(KA)

アーサー・ピナードさん
一流の憲法を語る
講演会のご案内



詩人アーサー・ピナードさん

10月12日
松戸にて

■日時 10月12日(日)
午後6時30分
(6時開場)
■場所 松戸商工会議所
五階大会議室
(定員200名)
■チケット 500円
※事前にお求め下さい
主催 東葛綜合法律事務所
同 友の会
問い合わせ先
〇四七―三六七一―三三

来る一〇月二日、友の会と共催で大規模な講演会を行います。講師は詩人のアーサー・ピナードさん。新聞・雑誌などで井上ひさしさん・山田洋次さんらと対談し、戦争や平和などについて発言をなさっている方です。「9条世界会議」の呼びかけ人でもあります。日本が「憲法を変えて軍隊を持つ」イヤな方向に進みつつある今、一緒にアーサーさんの話を聴き、考えませんか。

今回の「カットび」編集、編集責任者のせいで遅れました。毎回同じようなことを書いていますね。反省だけならサルでもできる。
*
防衛相が「原爆投下、しようがない」と投下の正当化ともとれる発言をして辞職しました。この発言への抗議も込めて、今回の表紙は原爆に関連した写真にしてみました。熱線に灼かれた壁は私たちに人間の愚かしさを語りかけてくるようです。一日も早い核兵器の廃絶を願って止みません。
(SO)